

# 米水津村色利浦の紺屋職について

永野 博

(会員・佐伯市匠南区)

佐伯史談第一五三号に掲載された、橋本和雄氏の紺屋職の項は大変参考になりました。そこで、「色利の紺屋」にゆかりがある者として、感謝の意味を表わすために筆を取ることにした。

佐伯藩は、天保二卯年（一八三一）紺屋職を許可制として、免札（許可証）を発行した（資料②）

米水津村には紺屋が二軒あった（資料③）。浦代に一軒（佐伯内町から職人が来ていた）、色利に一軒（上岡村から職人が来ていた）である。

色利の紺屋太の助云々とあるのは、九代目大庄屋御手洗与兵衛の次男で、十代目大庄屋善左衛門の弟の太猪助のことである。職場が東風網代の上の方にあった。かまどを設備する許可が下りなかったため、本家に同居してそこから職人と通っていた（資料①）。

資料②は、紺屋取締の覚書で、惣庄屋吉野半太夫から大庄屋御手洗与兵衛宛に出されたものである。

内容は、取締り強化のため、天保二卯年に出した免札を引き揚げ、弘化三年（一八四六）十二月に再交付したものである。

覚書を見ると、

- ① 紺屋株の売買・貸借は勝手にしてはならない。必ず願出て許可を得ること。もしこれを守らない時は、株を取り揚げる。残藍の取扱は厳重に。
- ② 染物の値段については、定められた通り取引をする。
- ③ 藍染以外の染物は値段その他、こまかに規制する。
- ④ 値段表は職場に張らせ、それを時々役人に点検させる等々大変厳しいものである。

資料①は、嘉永三戌年（一八五〇）十一月朔日付で十

代目大庄屋御手洗善左衛門が、弟の紺屋太猪助にあてた紺屋株引渡の時の定め書の目録で、内容は分かりやすいので説明は省略する。

紺屋株・同職場・屋敷・地所・染場掛高・食事などについて、細部にわたって詳細に取決めている。以上

資料1

嘉永三庚戌年十一月朔日

紺屋株引渡候節定書目録

覚

一、紺屋株 壹枚

但親父存生中、貴様名前<sup>二</sup>而札受有之候事故其儘相渡申候。

一、同職場

但右職<sup>二</sup>相拘り候場所<sup>二</sup>候得ハ其儘相渡申候。

一、屋舗

但家株御免無之且親父より遺言等も無之候故、紺屋職相統中ハ貸渡可申、此後家株御免被<sup>レ</sup>仰付候節ハ屋敷丈ハ差遣可申候。

一、地所

但紺屋職相統中ハ入用等も有之間敷、親父より申繼等も無之候故難考遣候。若入用之節ハ村役方受合之書付差出候へハ年季ヲ限り貸渡可申候。

一、染場掛高

酉年分 貳貫八百六拾壹匁五分四厘

戌年分 壹貫五百四拾七匁五分六厘

同年七月迄青染 壹貫五拾六匁六分<sup>二</sup>但親父申

繼書も無之候故、一通り本家へ引揚候筈<sup>二</sup>候得

共紺屋職いたし候得ハ惣而引揚候而ハ迷惑にも可相及遺物<sup>二</sup>准し其儘遣申候。

一、食事

但先年齎付御免被<sup>レ</sup>仰付置候処其後不相成段被<sup>レ</sup>

仰付是迄食事ハ本家よりかよひ<sup>二</sup>いたし来候

故家株御免<sup>二</sup>相成候迄ハ貴様始雇人等も本家より

是迄通りかよひ<sup>二</sup>可致、尤も壹匁何程と相

定、本家へ入銀可申候。右之通相定此節より紺

屋職<sup>二</sup> 相拘り候分相渡申候間、受取成丈出精可申候。以上

嘉永三戌年十一月朔日

本家 御手洗 善左衛門<sup>四</sup>

紺家 大猪助殿

資料2

寛

一、御領内紺屋共、不締之義有之、去ル天保二卯年御取締被 仰付候上、始而御免札御渡相成候処、近年一統相緩 種々猥敷義茂有之<sup>二</sup> 付、猶又此節左之通御取締被仰出候。

一、天保二卯年、御渡御免札此節不殘御引揚、書改御渡<sup>二</sup> 相成候間、町方 手前共、手前在浦 大庄屋庄屋共<sup>者</sup> 手前 急度頼置可申、時々役方之者差遣候間、其分可相心得候。

一、紺屋株売買・貸借之義他村<sup>者</sup> 勿論、仮令一村内<sup>二</sup> 而親子兄弟たりとも、軒別相分り候へハ、其度々双方より願書差出、願濟之上紺屋職相始可申候。万一内分亮

買・貸借等不正之紺屋相之候へハ、向後其株御取揚被仰付候間、兼而右様相心得居可申候。附是迄紺屋株売買又<sup>者</sup> 貸借いたし候者とも跡<sup>二</sup> 而殘藍と唱へ長々染物致居候向<sup>茂</sup> 有之由甚以紛敷不埒之事<sup>二</sup> 候。向後殘藍二ヶ月御用捨被 仰付候間、限月<sup>二</sup> 至候ハハ相止可申候。万一限月を過、染物いたし候ハハ急度曲事可被 仰付候。

一、染物値段之義兼而御定被 仰付候通、取引可致候。藍玉諸色等高値又<sup>者</sup> 下落<sup>二</sup> 相成候節<sup>者</sup>、其度々正路<sup>二</sup> 可訴出候。御吟味之上値段御定被 仰付候。

一、御渡染色種類之外当時<sup>者</sup> 種々手組染色仕出シ値段等<sup>茂</sup> 勝手<sup>二</sup> 相定受取候向<sup>茂</sup> 有之由、甚紛敷不埒之事<sup>二</sup> 候依之右御渡染色之外当時専流出候色物、形物名目値段等追而書出可申候。附兼而御停止被 仰付置候通在浦百姓共不似合高値之染色仮令頼參候と<sup>茂</sup> 決而受令申間敷候。

一、染色値段上下<sup>も</sup> 被 仰付候節是迄在浦紺屋共<sup>江</sup> 両町紺屋共より為及通達候得共向後町方<sup>者</sup> 是迄之通相渡在浦<sup>江</sup> 別段書付写取町在浦紺屋共職場<sup>江</sup> 為張置可申候右之通此度御取締被 仰出候<sup>二</sup> 付<sup>者</sup> 役人共折々紺屋

共職場立廻り聊心得違無之、御法度筋堅相守正路<sup>二</sup>可致渡世<sup>者</sup>精々可申付候。猶役方之者時々差廻、万一御法度相背候者有之候へハ急度御咎可被 仰付候間手堅相心得可申候。以上

弘化三年年十二月

資料3

天保八年八月二十六日米水津村明細帳より

一、当浦組大庄屋御手洗与兵衛先祖よりは迄御役九代相統仕候。

一、色利浦に紺屋老軒、但上岡村より出掛仕候。

一、浦代浦に紺屋老軒、但内町より出掛仕居候。

御手洗家年表より

天保二辛卯、大庄屋所座シキ立。

覚より

一、人数合拾式人内 米水津浦組大庄屋家内  
男六人 善左衛門  
女六人

此夫食米四斗八升

以下略

九代目 大庄屋御手洗与兵衛信貞

文化一〇年（一八一三）大庄屋となる。二月二三日

申渡書付（其方親与七郎儀……）

文化一三年（一八一六）六月一〇日付申渡書付（冥加

銀一〇貫目差上、料理、桐上、下、二人扶持  
拜領）

文政元年（一八一八）五月二五日申渡書付、銀五貫目

銀札五貫目差上（料理、紋付上下、一人扶持  
加増）

文政五年（一八二二）二月二五日申渡書付、銀三貫目

差上（料理、袖地拜領）

文政一一年（一八二八）二月九日宗門改縁上下罷出（御

代官所）

天保三年（一八三二）五月年貢免相下札

天保五年（一八三四）同

天保一一年（一八四〇）二月九日申渡書付、三人扶持差

上、（料理、加賀絹一反拜領）

嘉永二年（一八四九）五月二八日申渡書付、（隠居、

御褒美として金二〇〇疋拜領）

一〇代目 大庄屋御手洗善左衛門（はじめ善三郎

のち善三という）

表紙解説

弁才天 青山黒沢 東光庵 所蔵

天保 四年（一八三三）より代勤。

天保一四年（一八四三）九日晦日、申渡書付、五〇両

献金、料理、受刀

嘉永 二年（一八四九）大庄屋となる。五月二十八日申渡

書付（其方親与兵衛儀……）

嘉永 五年（一八五二）二月二十九日夫食の件の文書。

安政 二年（一八五五）二月申渡書付、名字刀御免。

慶応 二年（一八六六）大庄屋をやめる。

紺屋 太猪 助

大庄屋御手洗与兵衛 次男、明治三年九月平民が苗字を許されたとき、御手洗平太（平左衛門）を名乗り、分家しこうやの初代となった。

軸丸 勇

（織田仏教大辞典）

ダイベンザイテン（天名）また、ダイベンザイクドクテン、弁才と云う。弁財に作るは非なり、中略、弁才天は河の神格化せるものにして、妙音と能弁とその河の流水の音楽そのものなり、故に今日なお琵琶を象徴せり。

弁才天三部経に、宇賀神将菩薩白蛇示現云云、また宇賀神王あり顕現（げげん）す、形天女の如く、頂上に宝冠あり、冠中に白蛇あり蛇の面老人の如くにして眉白し。宇賀は弁才天の尊号也。